



「千曲坂城クラブ」について



千曲市教育委員会 指導主事

千曲坂城クラブ 総括コーディネーター

山根 義夫



制作者 坂城中学校 3年 山崎 暖斗
〈デザインの趣旨〉

「CSC」のまわりの星は、千曲市・坂城町の小・中学校の数を表しています。小さい星が小学校、大きい星が中学校です。中央にある3本の波線は、千曲市と坂城町をつなぐ千曲川を表しています。千曲川の上に描いた千曲市と坂城町を一つにした地図で、市と町の一体感を表現しています。



これまで部活動は、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化芸術の発展を支えてきた。

- ⇒ 生徒の多様な学びの場、そして活躍の場として
- ⇒ 人間形成を図る教育的意義の大きさから

 **教職員の善意と熱意、献身的な努力によって支えられてきた！**



課題 1 生徒・保護者の多様なニーズ

⇒もっとやりたい・もっとうまくなりたい。

⇒もっと専門的な指導をして欲しい。

⇒やりたいのに部がない。

⇒もっとゆるくやりたい。

etc



**学校だけでは
解決できない！**



課題2 少子化に伴い部が成立しない

- ⇒生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減
※出生数：令和3年84万人
- ⇒ひとつの学校だけでは部が成立しない状況
(例)野球は最低9人、サッカーは11人必要
- ⇒少子化に伴い、職員数も減となっている状況
- ⇒学校の枠だけでは対応できない状況



**学校だけでは
解決できない！**



課題3 教職員の献身的努力から生じる課題

⇒ 「学校教育活動の一環」と言いながら、
部活動は、ほぼ勤務時間外や休日

※校長が時間外勤務を命じることができるのは、

次の場合で臨時又は緊急でやむを得ない時(H15.12.3 政令484)

- ・ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ・ 学校行事に関する業務（修学旅行的・遠足的行事）
- ・ 教職員会議に関する業務
（生徒の生命及び非行に係わる緊急の対策のみ）
- ・ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務



⇒ 教師の献身的努力によって生じる課題

- ・ 平日(時間外) 休日の活動への参加
- ・ 生徒、保護者の多様なニーズへの対応
- ・ 経験したことのない部の顧問になる現状
etc



現在進められている「働き方改革」との矛盾



**学校だけでは
解決できない！**



- ▶ **たくさんの課題や矛盾がある中で、**
学校だけでは、もはや対応できない時代
☞ **持続可能なスポーツ文化環境を構築する必要がある！**

○ **中学生期の子どもたちに、「スポーツ・文化芸術活動」を**
地域でどのように保証していくか。



○ **学校・教職員に頼っていたことを、**
どう地域の中に位置付けていくか。

国⇒地域の実情に応じて



学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教員による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教員にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給付法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる I C T活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の策は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に策を策定。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に努力することが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象



運動部活動の
意義と課題

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成。

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。<生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。<土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に増量>
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

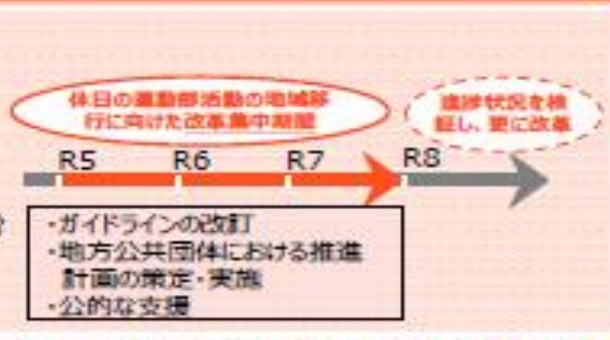
目指す

- これまでの対応**
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
 - 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
 - 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

- 少子化の中でも、相来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



課題への対応

新たなスポーツ環境	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体 ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	大会	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請 ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援
スポーツ団体等	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算の確保やtoDo助成を含む多様な財源確保の検討	会費や保険	・困難する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
スポーツ指導者	・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	学習指導要領等	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価しては、見直す
スポーツ施設	・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・スポーツ団体等に管理を委託		

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を終了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改革に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

令和4年8月9日 文化庁活動の地域移行に関する検討会議

文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要



※公立中学校等における文化庁活動を対象

文化庁活動の意義と課題

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
- 休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの対応

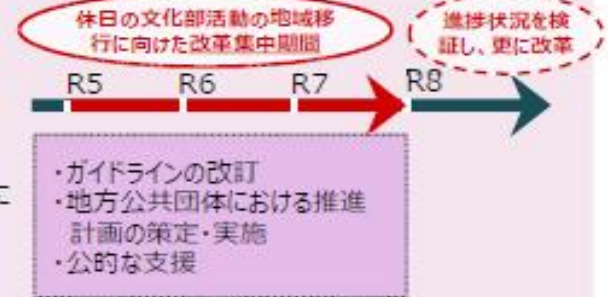
- 文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

改革の方向性

- まずは、休日の文化庁活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の文化庁活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



課題への対応

新たな文化芸術環境

- ・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体
- ・生徒の状況に適した機会を確保

文化芸術団体等、指導者

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討
- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援策の検討

活動場所

- ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進

大会

- ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭への費用の支援策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

令和2年9月 国から「学校の働き方改革をふまえた部活動改革」

千曲市教育委員会・坂城町教育委員会では

- 関係団体等と打ち合わせ
 - ・ 県教委スポーツ課
 - ・ スポーツ安全協会
 - ・ 県中学校体育連盟
 - ・ スポーツ団体 文化芸術団体
 - ・ 商工会議所
 - ・ 上田税務署
 - ・ 三井住友生命
 - ・ 千曲市地域公共交通活性化協議会
 - ・ 郡校長会、教頭会 等
- 関係各課との協議・調整
- 定例会・議会説明

更埴地区中学校部活動検討委員会
⇒ 部活動顧問へのアンケート
⇒ 文部科学省地域部活動推進事業研究指定校
裾花中学校に学ぶ

中学校部活動地域移行推進会議

クラブ運営準備会議

更埴校長会・更埴地区部活動合同顧問会

生徒・保護者・関係機関への説明

「千曲坂城クラブ」設立へ



中学校部活動地域草莽行進委員会 参加者名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	千曲市スポーツ協会	会長	塚田 副好	スポーツ協会加盟団体30団体
2	あんず楽文協会	会長	呂坂 清子	千曲市児童声楽合唱団、千曲市フェルハーモニー管弦楽団、千曲市吹奏楽団、あんず室内楽楽団
3	郡市PTA連合会	会長	呂沢 彰	坂城小探検者
4	郡市PTA連合会	副会長	唐木 文子	更埴四中探検者
5	更埴校長会	校長	小林 克浩	更埴南中学校、更埴南中学校体育連盟代表
6	更埴中学校体育連盟	事務局長	仲 弘久	戸上五輪中学校・スノーボード部顧問
7	有難者		寺澤 和治	前スポーツ協会会長、元校長
8	有難者		青木 幸雄	千曲市吹奏楽団、吹奏楽センター副長、元校長
9	千曲市教育委員会	教育部長	島田 栄一	
10	坂城町教育委員会文化課	課長	長崎 麻子	
11	坂城町体育協会	会長	高井 寛昌	体育協会加盟団体14団体
12	坂城町公民館	館長	塚田 常昭	
13	千曲市教育委員会文化課	課長	小岩 多美子	
14	千曲市教育委員会スポーツ課	課長	町田 博	
15	千曲市教育委員会文化課	課長	湯井 勉	
16	千曲市教育委員会文化課	課長	呂坂 敏	
中 務 局	千曲市教育委員会文化課	文化課長	村山 茂信	
	千曲市教育委員会文化課	文化課長	和田 貴裕	
	千曲市教育委員会文化課	指導主事	山根 義夫	
	千曲市教育委員会文化課	指導主事	坂田 和弥	
	千曲市教育委員会文化課	スポーツ課長	中村 章則	
	千曲市教育委員会文化課	施設係長	小山 猛一	
	千曲市教育委員会文化課	文化課長	三ツ井 雄一	
	千曲市教育委員会文化課	文化課長	小野 洋	
	千曲市教育委員会文化課	生涯学習係長	高島 定幸	
	千曲市教育委員会文化課	生涯学習係長	鎌田 貞治	
	千曲市教育委員会文化課	文化課長	高橋 卓也	
	千曲市教育委員会文化課	文化課長	山下 昌律	

千曲坂城クラブ運営準備会 委員名簿

	役職	氏名	備考
1	委員長	寺澤 和治	前千曲市スポーツ協会会長、元校長
2	副委員長	塚田 常昭	坂城公民館長、元校長
3	副委員長	青木 幸雄	千曲市吹奏楽団、吹奏楽センター副長、元校長
4	委員	湯原 憲造	水泳専門部事務局長、壇生中
5	委員	中村 勝	剣道専門部代表、坂城中
6	委員	太田 幸夫	野球専門部事務局長、西中
7	委員	塚田 伸一	吹奏楽専門部事務局長、戸上中
8	委員	小林 克浩	更埴校長会、西中
9	委員	仲 弘久	更埴中体連事務局長、戸上中
事 務 局	学校教育係長	村山 茂信	
	学校教育係員	和田 貴裕	
	指導主事	山根 義夫	
	指導主事	坂田 和弥	
	スポーツ課長	中村 章則	
	施設係長	小山 猛一	
	スポーツ課長	三ツ井 雄一	
	文化振興係長	小野 洋	
	生涯学習係長	高島 定幸	
	生涯学習係長	鎌田 貞治	
	学校教育係長	高橋 卓也	
	生涯学習係長	山下 昌律	

千曲坂城クラブについて

⇒子どもたち・保護者・地域の多様なニーズに可能な限り応じたクラブを目指します。

- ・「もっと強くなりたい」「専門的指導を受けたい」「○○をやりたい」「楽しみたい」といった子どもたちのニーズに可能な限り応えるクラブにします。

⇒すべての子どもたちにスポーツ・文化芸術活動を保障する

- ・「こんな経験をさせたい」「様々な活動で成長させたい」保護者のニーズに応えるクラブにします。
- ・「子どもたちに教えたい」「この活動を普及させたい」地域のニーズに応えるクラブにします。
- ・「アーバンスポーツ」「ゆるスポ」「部のなかった文化活動(例:将棋・百人一首等)」も指導者がいて希望する生徒がいれば立ち上げが可能です。

⇒**クラブ指導者として活動したい学校職員は「兼職等承認願ひ」**を市町村教育委員会へ提出し、承認を得て参加することができるようにします。

⇒「長野県中学生期のスポーツ活動指針」「長野県中学校の文化部活動方針」「更埴地区中学校部活動大綱」を踏まえて、**健康に配慮して活動を進めます。**

⇒千曲市・坂城町に住む多くの方に参画いただき、

千曲市・坂城町の新たなスポーツ・文化芸術環境を構築するクラブを目指します。

千曲坂城クラブの仕組み

坂城町教育委員会 千曲市教育委員会

指導・支援

千曲坂城クラブの活動には、班ごとの活動、合同での活動があります。

会長(千曲市・坂城町教育長)

千曲坂城クラブ運営委員会

千曲坂城クラブ事務局

コンディショニング
サポートスタッフ

【開設専門部】

- バレーボール
- バスケットボール
- ソフトテニス
- 卓球
- 水泳
- 剣道
- 柔道
- バドミントン
- ハンドボール
- サッカー
- 陸上競技
- 軟式野球
- 吹奏楽
- 合唱 ○美術

【中学校ごとの班】

- 大峰班(坂城中学校)
- つばさ班(戸倉上山田中学校)
- おおとり班(埴生中学校)
- 田每班(更埴西中学校)
- 杏苑班(屋代中学校)
- 鳩班(屋代附属中学校)



支援

スポーツ団体・文化団体・地域の方々

「段階的に」とは?

今まで学校が担ってきた部活動を、地域移行するには多くの課題があります。したがって、

令和5年度は、地域移行が可能な部から、少なくとも月1回程度の地域移行から始めています。

令和7年度までには、すべての部で、休日の部活動の一切を地域移行するのが目標です。

※休日はほぼ地域移行はできる見通し



平日については、**可能な部から移行**します。**※平日は大きな課題**

指導者は地域から

- ・指導者は「**スポーツ・文化芸術活動を通して中学生の健全育成に寄与する志がある方**」にお願いします。
- ・教職員でクラブ指導を希望する場合は「**兼職等承認願**」を提出し、承認を得ることで指導者になれます。
- ・指導者は全員「**指導者登録届**」をクラブ会長へ提出します。
- ・指導者には、予算の範囲で謝金を出します。また予算の中から、スポーツ安全保険に加入していただきます。

※クラブの成否を決める大きな課題は「**指導者の確保**」

⇒180名(7月25日現在) ※平日の指導者の確保が課題

指導者の希望があった場合

希望者



各学校の顧問の先生



専門部の代表・事務局



千曲坂城クラブ事務局



「指導者登録届」提出へ

千曲坂城クラブ 指導者登録届

千曲坂城クラブ会長 様

私は、下記の指導者規定に同意し、千曲坂城クラブの指導者になることを申請します。

千曲坂城クラブ指導者規定

- 1 スポーツ・文化芸術活動を通して、青少年の健全育成に寄与する志をもって指導にあたること。
- 2 活動するにあたり、下記(1)～(4)に留意し指導すること。
 - (1) 生徒の人間性や人格を尊重し、体罰、悪言等の人権を損なう行為が決しておこらないよう指導にあたる。
 - (2) 単に技術的な向上を目指すだけでなく、人としてのマナーや礼儀、仲間との協調性、および強く目的に向かって努力する姿勢など、スポーツや文化芸術活動を通して良き社会人として生きる力を育む場となることを目指して活動を進める。
 - (3) 活動は、参加者の安全・健康を第一に考え、活動内容に十分留意して行い、安全や健康維持の確保が不十分な練習や過負担な練習によるけが等、健康を害することがないように十分に配慮して活動を進める。
 - (4) 活動する施設の閉鎖・施錠、清掃等の整美は、指導者の責任で行う。活動に使用する備品の管理も指導者が行う。
- 3 中学校に部活動がある活動においては、**部活動顧問と指導の方向性や練習計画など情報交換を密に行い、連携した指導**となるよう努めること。
- 4 活動の専門性及び、中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に努むこと。
- 5 上記の指導者規定に反し、千曲坂城クラブの趣旨から逸脱した指導を行う指導者については、運営委員会の承認を得て、指導者登録から削除することもある。

氏名 _____ 印 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日

住 所 _____

連絡先 _____

資格の有無 無・有()

※個人情報は、クラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底します。

地域指導者の謝金

- (1)謝金については、1時間程度900円とし、1時間程度900円、2時間程度1,800円、3時間以上指導した場合には、2,700円を支払う。
- (2)30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとし、1日の謝金の上限は、2,700円とする。
- (3)謝金は、源泉徴収率10.21%が差し引かれる。
- (4)地域指導者として活動した年の翌年の1月末までに、「報酬の支払調書」を各地域指導者へ送付する。

旅費

旅費は、支払わない。

その他

- (1)謝金については、国、県、市町からの補助金額等によって変更する場合がある。変更については、千曲坂城クラブ運営委員会に於いて協議し、クラブ総会の承認を得て決定する。
- (2)旅費については、前3項のとおりクラブからは支払わない。但し、県大会以上の大会参加については、千曲坂城クラブ運営委員会に於いて協議し、予算（財源）の範囲内で経費の一部を補助できるものとする。なお、経費の一部を補助した場合は次の総会で報告するものとする。

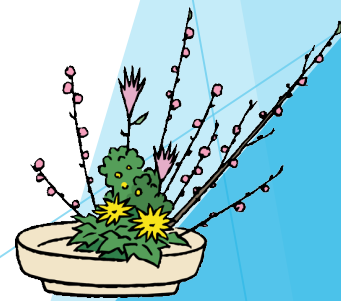
部活動とクラブの関係

- 当面の間、平日は部活動として部活動顧問が指導、休日はクラブとして地域の指導者が指導することが基本です。部活動顧問とクラブ指導者は、コミュニケーションを密にして、大きな指導の方向を共有し、それぞれの指導者の持ち味を生かして活動を進めます。
- 将来的には、平日の部活動もすべてクラブとすることが理想



クラブに参加するには

- ・クラブへの参加は、**千曲坂城クラブの趣旨に賛同する生徒、保護者が参加することになります。**あくまで任意の参加です。クラブへの参加を強要されたり、不参加によって不利益を被ったりすることがないようにします。
- ・クラブ入会には、「入会届(兼誓約書)」の提出が必要です。
⇒901名加入(約67% 7月25日現在)
- ・指導者と参加を希望する生徒が入れば、**新しい活動をはじめめることも可能です。**



費用について



- ・ 全員が「**スポーツ安全保険**」に加入します。
※**自己負担**となります。
- ・ 指導者への謝金をはじめ活動に必要な経費、クラブ運営に必要な経費等の**会費徴収**が必要になります。また、会費のほかに、それぞれの専門部、班の活動で必要な経費がかかる場合もあります。**すべて受益者負担が原則**となります。
 ※**年会費 3,000円(保険代800円含む)**
- ・ 中学校の施設、用具等は、可能な限り優先して利用できるようにします。また市、町の施設の利用も可能です。
使用料は100%減免となります。

学校に部活動がなくても、 クラブには入会できます

「バレーボールがやりたいけど自分の通っている中学校には部活動がない」という生徒も、クラブのバレーボール専門部に参加することができます。

クラブには、千曲市・坂城町の生徒であれば、だれでも参加できます。

大会参加については、「部」と「クラブ」の二重登録はできません。詳しくは、後日、顧問から説明があります。



指導者研修の実施

千曲坂城クラブ設立に伴い、地域指導者(教職員を含む)による指導がスタートしました。生徒たちの安心・安全を確保していくことはもちろん、よりよい活動にしていくためには指導者の力量を向上させていくことが必要です。また保護者・地域の方々からより信頼を得ていくためにも指導者としての絶え間ない研修が求められます。

つきましては、指導者研修を実施しますので受講をお願いいたします。指導者の皆様の負担を軽減するために、オンラインによる研修としますのでご了承ください。

なお、千曲坂城クラブ規約第16条2 「地域指導者は、クラブが勧める研修会に参加するよう努めるものとする。」と規定されています。



これからの指導者に求められること

長野県教育委員会事務局スポーツ課
和田 直也

思春期のころとからだ

～思春期を理解し、子どもを支える～

公認心理師 福田 菜津子

※研修テーマ・講師は予定です。変更される場合もあります。

- 研修1 体罰・ハラスメント防止について①
講師 長野県教育委員会スポーツ課指導主事
- 研修2 スポーツの価値と中学生の心と体
講師 松代総合病院スポーツ整形外科部長 松永 大吾
- 研修3 思春期のころとからだ
講師 公認心理師・養護教諭 福田 菜津子
- 研修4 救命処置と熱中症について
講師 戸倉上山田消防署
- 研修5 体罰・ハラスメント防止について②
講師 長野県教育委員会学びの改革支援課指導主事
- 研修6 いじめを見逃さないために
講師 学校心理士 兒玉 淳子
- 研修7 スポーツ傷害とその予防について
講師 ゆたか整骨院 松林 豊
- 研修8 個人情報取り扱い及び著作権について
講師 千曲市教育委員会指導主事 町田 祐介
- 研修9 中学生期の栄養・食事について
講師 管理栄養士・栄養教諭 土田 昌子

学校間移動の試行 今後多くなってくる！

移動手段及び学校間移動ルート

- ルート1 タクシー 22日 ※7月県大会まで 5/9-7/20
- 往路 更埴西中(16:30)～屋代附属中(16:45)
- 復路 屋代附属中(18:30)～更埴西中(18:45)
- ルート2 マイクロバス 35日 ※11月まで 4/17-11/17
- 往路 戸上中(16:30)～埴生中(16:45)～西中(17:00)
- 復路 西中(18:25)～埴生中(18:40)～戸上中(18:55)

戸上中〈往〉16時30分
水泳3-5名乗車
バレー4-9名乗車
男バス15名乗車(7月まで)
〈復〉18時55分

埴生中〈往〉16時45分
水泳3-5名下車
バレー4-9名
野球3名乗車
〈復〉18時40分

西中〈往〉17時
バレー4-9名下車
野球3名下車
〈復〉18時25分

西中〈往〉16時30分
ハンド2名乗車
〈復〉18時45分

屋代附属中〈往〉16時45分
ハンド2名下車

保護者の負担軽減！
仕事も休まず
家事もできて
大助かり！



財源の確保に向けて 安定した財源の確保が最大の課題！

千曲坂城クラブ 賛助会員募集のご案内 すべての子どもたちにスポーツ・文化芸術環境を！

個人年会費 一口 1,000 円から
法人・団体年会費 一口 5,000 円から



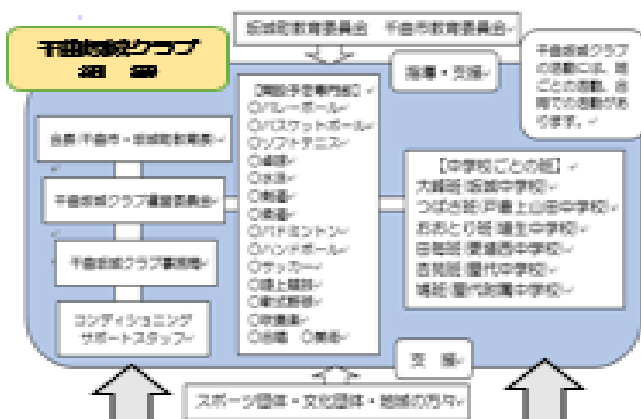
人生を豊かにしてくれるスポーツ・文
化芸術環境をすべての子どもたちに！

「千曲坂城クラブ」とは？

令和5年3月23日設立

「千曲坂城クラブ」は、中学校部活動の段階的・地域移行に向けて、千曲市教育委員会と坂城町教育委員会で設立したクラブです。このクラブは、中学校部活動に代わる「新たなスポーツ・文化芸術環境の構築」を目指しています。

※中学校部活動の段階的・地域移行
一斉開2年9月に文部科学省が示した方針



賛助会員について

クラブ運営は、生徒からの年会費と市町からの補助金頼りです。市町の財政が大変厳しい状況となっており、市町の補助金も削減されています。そのため、クラブ運営には、指導者への謝金をはじめ給食費、備品等の購入、平日の活動場所への移動費用、大会への参加費用等、今後多くの費用が必要となります。

保護者の負担を少しでも軽減し、スポーツ・文化芸術活動をすべての子どもたちに保障し、持続可能なクラブとしていくために、クラブへの専断的支援をしていただく方個人・法人・団体が「賛助会員」となります。

賛助会員の手続き - 年会費等

- 別紙「千曲坂城クラブ 賛助会員規約」を添付のうえ、別紙「賛助会員申込書」をご提出ください。
 郵送先 〒387-8511 千曲市統郷下二丁目1番地
 千曲市教育委員会 教育総務課 千曲坂城クラブ事務局
 【FAX】 026-273-8787
- 年会費 ※何口でも結構です。
 ○個人年会費 一口 1,000 円
 ○団体・法人年会費 一口 5,000 円
- 納入方法
 ○銀行振込(下記口座へお振込みください)
 八十二銀行 尾代支店(285) 普通預金 口座番号 677289
 口座名義：千曲坂城クラブ(特約クラブ)
 ※大勢申し込みございませんが、振込手数料は賛助会員の方の口座引になりますのでご了承ください。
 ⇒賛助会員の手続きをされた翌年以降は、5月初旬に賛助会員年会費納入のお願いをします。よろしくお願いたします。

その他

- 「賛助会員」になっていただいた場合、千曲坂城クラブだより、千曲坂城クラブHP、その他千曲坂城クラブが発行するチラシ等に、お名前を掲載させていただきます。(掲載可の方のみ)
- また、様々な機会を通じて賛助会員様の紹介をさせていただきます。
- 「ユニフォームを寄付したい」「大型の備品を寄贈したい」等ありましたら、個別にご相談させていただければと思いますので、クラブ事務局へご連絡ください。
- 何かご不明なことがありましたらクラブ事務局へお問い合わせください。



Well-being を実現しよう！

千曲坂城クラブ事務局 千曲市教育委員会教育総務課内
 担当 事務局長兼総務コーディネーター 山崎敦夫
 〒387-8511 千曲市統郷下二丁目1番地
 電話 026-273-1111 内線4101
 Fax 026-273-8787
 Mail kcc@ku2city.chikuma.lg.jp

あなたの一口が 部活動に代わる中学生の
新しいスポーツ・文化芸術環境をつくります！

平日の移行プロジェクトチームの設置～平日移行に向けて

2 メンバー (色付きは原案作成メンバー) ◀

◀	◀	氏名◀	所属◀	担当◀	備考◀
1◀	校長会◀	柳澤 正寿◀	屋代中学校◀	校長◀	責任者◀
2◀	教頭会◀	溝口 俊一◀	埴生中学校◀	教頭◀	副責任者◀
3◀	学校◀	駒村 奨◀	坂城中学校◀	総合文化(野球)◀	◀
4◀	〃◀	仲 弘久◀	戸倉上山田中学校◀	バスケットボール◀	◀
5◀	〃◀	渡辺 祐一◀	埴生中学校◀	サッカー◀	◀
6◀	〃◀	松橋 彰行◀	更埴西中学校◀	ソフトテニス◀	◀
7◀	〃◀	中平 紀子◀	屋代中学校◀	美術◀	◀
8◀	教職員組合◀	笠川 雅文◀	県教組更埴支部◀	◀	更埴西中学校◀
9◀	P T A◀	唐木 文子◀	更埴P T A連合会◀	会長◀	更埴西中学校◀
10◀	地域指導者◀	五十嵐健二	千曲市役所◀	卓球◀	◀
11◀	〃◀	青木 幸雄◀	千曲市吹奏楽連盟◀	吹奏楽◀	◀
12◀	〃◀	西澤 真一◀	◀	合唱◀	埴生小(校長)◀
13◀	千曲坂城クラブ◀	山根 義夫◀	千曲市教育委員会◀	事務局長◀	◀

3 推進日程◀

- ◀
- 08月18日(金) 第2回更埴地区中学校連携会議◀
 - ・合同顧問会にて問題提起と競技ごとに検討◀
- 09月上旬 第1回 プロジェクト会議◀
 - ・メンバーの委嘱と推進日程の確認◀
 - ・合同顧問会の状況報告◀
- (9月～10月 月2回の予定でオンラインにて原案作成会議)◀
- 010月下旬 第2回 プロジェクト会議◀
 - ・検討チームの原案について協議◀
 - ・プロジェクトチーム中間答申の作成◀
- 011月27日(月) 第3回更埴地区中学校連携会議◀
 - ・プロジェクトチームの中間答申の説明と競技ごとの意見集約◀
- (12月～1月 月2回の予定でオンラインにて最終答申案作成会議)◀
- 01月中下旬 第3回 プロジェクト会議◀
 - ・最終答申案についての検討と作成◀
- (2月 各学校で参観日や新入生保護者説明会で保護者への説明)◀

⇒ 活動時間
 ⇒ 活動場所
 ⇒ 指導者
 ⇒ 指導者謝金 etc

⇒ 日課
 ⇒ 行事
 ⇒ 諸会合
 ⇒ 学校の役割 etc

稲荷山養護学校生徒の加入に向けて

〈加入の趣旨〉

稲荷山養護学校は、千曲市にあり、千曲市坂城町の児童生徒も多く通学している。小学部から高等部まで児童生徒が、それぞれの障がいの程度に応じて学んでいるが、次のようなことが課題となっている。

- 学校の教育課程だけでは、スポーツ文化芸術活動に親しむ機会が十分と言えない。
⇒学校以外で、スポーツ文化芸術活動に親しむ環境が必要
- 近隣の小中学校と交流活動をしているが十分とは言えない。
⇒学校や施設以外の人との関わりがもっと必要。
- 「もっとやってみたい」という願いに十分に答えられない現状がある。
⇒障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちの願いに応える環境が必要。

稲荷山養護学校の子どもたちに、千曲市・坂城町の子どもたちと同じように、スポーツ文化芸術活動に親しむ場として、千曲坂城クラブに新たな専門部として「ポッチャ専門部」「パラスポーツ・アート専門部」（仮称）を位置付けたい。

〈加入までの手順概要〉

稲荷山養護学校〈中学部・高等部〉での体験授業
○「ポッチャ教室」
講師 小林 京子
千曲市ポッチャ協会会長
千曲市体育指導員
パラスポーツ指導員

稲荷山養護学校〈中学部・高等部〉の生徒の希望調査
• やってみたい種目等
• やってみたいアート等
• 回数 場所等

希望調査をもとに可能なスポーツ・文化芸術活動の内容を暫定的に決定し、関係者と調整

募集要項の配布
• 日時、場所、講師、内容等記載
参加生徒の把握 開催準備

※秋ごろ開催が目標
第1回 ポッチャ教室開催



千曲坂城クラブが千曲市・坂城町の新たなコミュニティへ

千曲坂城クラブには、千曲市・坂城町に住む多くの方が参加し、千曲市・坂城町のコミュニティの活性化につながっていくことが期待されます。市民・町民の方から応援されるクラブを目指します。

クラブ運営には多くの課題が予想されます。千曲市・坂城町の子どもたちに、スポーツ・文化芸術活動を保障していくために、教師の働き方改革を進めるために、みんなで知恵を出し合い創りあげていきましょう。





千曲坂城クラブのお問い合わせ

千曲市教育委員会教育総務課内
千曲坂城クラブ事務局

TEL 026-273-6120

Fax 026-273-8787

Mail kyoiku@city.chikuma.lg.jp

HP



千曲坂城クラブ
sites.google.com



Well-beingを実現しよう